

《審議事項》

1 朝日地区地域まちづくり協議会設置に係る区域設定（案）について

市民協働のまちづくりの推進母体として設置を予定している地域まちづくり協議会の区域設定については、集落の基礎的コミュニティ単位でなく、地域活性化やまちづくりの観点から一定のまとまりのある範囲を想定しています。朝日地区1協議会では範囲が広すぎて、地域の個々の特性を活かした活性化策の議論が深まるか心配があります。そこで、これまでの地域活動や歴史的にも繋がりが深い小学校区単位、つまり旧5地区単位とし、次のとおり区域設定を予定しています。

- **館腰地域** (11) : 大場沢、古渡路、小川、十川、下新保、笹平、瑞雲、釜杭、小揚、熊登、あけぼの
- **三面地域** (10) : 岩崩、茎太、千繩、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部猿田
- **高根地域** (8) : 高根、北大平、関口、黒田、中原、朝日中野、薦川、岩沢
- **猿沢地域** (9) : 寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、檜原板屋越
- **塩野町地域** (8) : 塩野町、松岡、早稲田、原小須戸、本小須戸、荒沢、大須戸葡萄

2 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について

市民協働のまちづくりの基本は、「地域活性化支援」であることから、地域課題解決、既存事業や新たな地域活性化のための事業、町内・集落活動への支援や人件費や視察研修費など幅広く活用していただける交付金としての財政支援を考えています。

このため、事業に対する補助金ではありませんので、地域の実情に合った地域の元気づくりのために弾力的に活用していただきたいと考えています。

なお、あえて考えられる事業例を示すと資料-5のようなものが考えられます。また、交付金の算出方法としては、地域まちづくり協議会内の人口、世帯数、行政区数等などから慎重に交付額を決定したいと考えています。